

学校法人会計とは

学校法人とは、「私立学校法」に基づき、日本の私立学校を設置・運営することを目的として設立された公益法人（非営利法人）です。

国または地方公共団体から補助金の交付を受けている学校法人は、私立学校振興助成法が定める「学校法人会計基準」に従い、会計処理及び計算関係書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査報告書を付して諸官庁へ提出することが義務付けられています。

●学校法人会計の特徴と企業会計との違い（令和7年4月改正）

企業は、経済活動を通じて利潤を獲得することを目的としており、このため企業会計は株主、債権者等の利害関係者に対して、企業の財政状態および経営成績を明らかにするために行われています。

一方、学校法人は教育・研究活動を目的としており、経費の多くは学生生徒等からの納付金、国民の税金を原資とした補助金等で賄われていることから極めて公共性の高い法人であり、企業会計とは異なり利潤獲得を目的にはせず、教育・研究活動の持続性が求められています。

したがって学校法人会計の目的は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、学校法人の持続的発展に役立てることにあります。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育・研究活動	利潤獲得のための経済活動
会計処理 のルール	学校法人会計基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
作成書類	貸借対照表 年度末における資産・負債・純資産の状態を表すもの	貸借対照表 一定時点における企業の財政状態(資産・負債・資本の有り高)を明らかにするもの
	事業活動収支計算書 年度の教育活動・教育活動以外の経常的な活動・その他の活動に対応する事業活動収入及び支出の内容を明らかにするとともに、基本金組入額を控除した年度の諸活動に対応する事業活動収入及び支出の均衡の状態を表すもの	損益計算書 会計期間における経営成績を表すもの
	資金収支計算書 年度の諸活動に対応する収入と支出の内容、支払資金の収入と支出のてん末を明らかにするもの	キャッシュ・フロー計算書 会計期間における資金の増減、収入と支出を営業活動・投資活動・財務活動ごとに区分して表すもの
	活動区分資金収支計算書 資金収支計算書の収入及び支出の決算額を、教育活動・施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動・資金調達その他の活動に区分して表すもの	
	注記事項 計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算	個別注記表 計算書類（貸借対照表、損益計算書等）に関

	書、資金収支計算書等）に関連して重要な以下の１５項目の情報について、明示するもの ①重要な会計方針 ②重要な会計方針の変更 ③減価償却額の累計額の合計額 ④徴収不能引当金の合計額 ⑤担保提供資産の種類及び額 ⑥基本金未組入高 ⑦第４号基本金に相当する資金を有していない場合、その旨及び対策 ⑧セグメント情報 ⑨重要な偶発債務 ⑩子法人に関する事項 ⑪出資会社に係る事項 ⑫関連当事者との取引 ⑬学校法人間の財務取引 ⑭重要な後発事象 ⑮前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項	する補足情報をまとめたもので、全ての企業で記載が必須となる以下の６項目を含めた１９項目について記載するもの ①重要な会計方針に係る事項 ②会計方針の変更に関する注記 ③表示方法の変更に関する注記 ④誤謬の訂正に関する注記 ⑤収益認識に関する注記 ⑥その他の注記
	附属明細書 貸借対照表において重要な以下の科目に関して個別に明細を作成し、期中の増減状況や取引理由を明らかにするもの ①固定資産明細書 ②借入金明細書 ③基本金明細書	附属明細書 計算書類（貸借対照表や損益計算書等）及び事業報告書について、それぞれ附属明細書を作成し、取引状況の明細について明らかにするもの
	収益事業に関する計算書類 学校教育事業及びこれに付帯する事業以外に、収益を目的とした事業（収益事業）を行う場合、学校会計とは区分し、企業会計で使用される「貸借対照表」、「損益計算書」により内容を明らかにするもの	

学校法人会計の特徴として、基本金という制度を持つことが挙げられます。

基本金は、学校の事業活動によって留保した収入を組み入れることで、学校の財産的な基礎を裏付けるものです。

基本金は以下の４つに分類されています。

第１号基本金	校地、校舎、機器備品、図書等の自己資金で取得した固定資産の額
第２号基本金	固定資産を取得するために留保した預金などの資産の額
第３号基本金	奨学基金、研究基金として継続的に保持し、運用する資産の額
第４号基本金	学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額

●計算関係書類における主な勘定科目について

・貸借対照表における科目

科目	内容
【資産の部】	
固定資産	会計年度末の翌日から1年を超えてから資金化される、もしくは当初から資金化を目的としないもの
流動資産	会計年度末の翌日から1年以内に資金化または消費されることが予想されるもの
【負債の部】	
固定負債	返済・支払期限が会計年度末の翌日から1年を超えて到来するもの
流動負債	返済・支払期限が会計年度末の翌日から1年以内に到来するもの
【純資産の部】	
基本金	学校法人の教育研究を安定的・永続的に営み、発展されていくための財産基盤となるもの
繰越収支差額	すべての事業活動収入と事業活動支出の差額から基本金組入額を控除したもの（当年度収支差額）に基本金取崩しを反映させ、当会計年度まですべて合算したもの

・事業活動収支計算書及び資金収支計算書における共通科目

事業活動収支計算書上の 表記	資金収支計算書上の 表記	内容
【収入の部】		
学生生徒等納付金	学生生徒等納付金収入	授業料等、学生から納入されたもの
手数料	手数料収入	入学検定料や証明書発行手数料等
寄付金	寄付金収入	金銭や物品等、寄付されたもの
経常費等補助金	補助金収入	国、地公体から交付される補助金
付随事業収入	付随事業・収益事業収入	受託研究や収益事業で得られる収入
医療収入	医療収入	附属病院における医療収入
受取利息・配当金	受取利息・配当金収入	預金等の金融商品の運用収入
雑収入	雑収入	上記に該当しない収入
【支出の部】		
人件費	人件費支出	教職員等の給与、退職金等
教育研究経費	教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費
医療経費	医療経費支出	附属病院における医療経費
管理経費	管理経費支出	学校法人の運営等に係る経費
借入金等利息	借入金等利息支出	借入金に対する利息支出

・事業活動収支計算書のみの科目

科目	内容
資産売却差額	帳簿価額より高く資産が売却された際の差額
資産処分差額	帳簿価額より低く資産が売却された際の差額や処分額
退職給与引当金繰入額	教職員全員の退職金支払いに備えた引当金の不足額
減価償却額	固定資産の価値減少分を耐用年数により費用化したもの

・ 資金収支計算書のみの科目

科目	内容
【収入の部】	
資産売却収入	固定資産等の売却時に発生する収入
前受金収入	翌年度以降に帰属する収入が当年度に入金されたもの
資金収入調整勘定	期末時の未収入金及び前期末時の前受金
【支出の部】	
施設関係支出	土地や建物、構築物等の取得に係る支出
設備関係支出	備品（耐用年数 1 年以上）、図書等の取得に係る支出
資産運用支出	有価証券の取得や特定資産繰入に係る支出
資金支出調整勘定	期末時の未払金及び前期末時の前払金